

(様式第1号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	令和7年度 第2回 芦屋市廃棄物減量等推進審議会
日時	令和8年3月13日(金) 14:00~16:00
場所	芦屋市環境処理センター1階会議室
出席者	会長：井上 尚之 副会長：千田 眞喜子 委員：多田 直弘、橋本 明美、法兼 茂子、山口 能成、 桑田 敬司、岡田 圭司、渡邊 浩
事務局	和泉市民生活部長、平見環境・経済室長、藪田環境施設課長、尾川市民生活部主幹、谷野収集事業課長、藤岡環境施設課管理係長、荒木環境施設課施設係長、山城環境施設課課員、林環境施設課課員、名方環境施設課課員
会議の公開	■ 公開 ----- □ 非公開 □ 一部公開 <非公開・一部公開とした場合の理由>
傍聴者数	0人(公開又は一部公開の場合に記入すること。)

1 会議次第

(1) 連絡事項

(2) 協議事項

令和8年度芦屋市一般廃棄物処理実施計画(案)について

(3) 報告事項

芦屋市環境処理センター施設整備について

(4) その他

2 資料

- ・資料1 令和8年度ごみ処理実施計画(案)
- ・資料2 芦屋市環境処理センター施設整備について
- ・資料3 芦屋市環境審議会(11/4)からの意見等
- ・資料4-1 芦屋市環境処理センター施設整備基本計画(案)本編
- ・資料4-2 芦屋市環境処理センター施設整備基本計画(案)概要版

3 審議内容

開会

(事務局 名方)

委員の皆様の発言につきましては、お名前が入った会議録として市役所1階の行政情報コーナーと本市ホームページにより公開することになりますので、御了承ください。

また、御発言が聞き取りにくくなることもございますので、録音の都合上、発言の際はマイクを利用させていただきますよう、御協力お願いいたします。

(井上会長)

それでは、傍聴人について御報告をお願いいたします。

(事務局 名方)

今回の傍聴に関しましてはおられませんので、このまま進めさせていただきます。井上会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

(井上会長)

それでは議事に入りますが、事務局から本日の会議の成立について報告をお願いします。

(事務局 名方)

本日の会議は委員9人中9人の委員、皆様が出席を得ており、委員の過半数の出席がございますので、審議会条例第6条第2項により、この会は成立しております。

(井上会長)

では、協議事項、令和8年度芦屋市一般廃棄物処理実施計画（案）について、事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(事務局 藪田)

環境施設課の藪田です。よろしく申し上げます。

資料については右肩に資料1と書いてあるホチキス留めしてあるA4の冊子になります。

資料の説明に入る前に、一般廃棄物処理実施計画とはどういうものかというのを前のスクリーンのほう見ていただきながら簡単に説明させていただきたいと思います。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）というのがございまして、この法律の第6条第1項に、一般廃棄物処理計画を定めなければならないというふうに規

定されております。この一般廃棄物処理計画というのは、基本的な事項を定める基本計画というものと、各年度の事業を定める実施計画という、この2つの計画から構成されております。

また、この一般廃棄物処理計画というのは、ごみの部分に関するところと生活排水に関する部分の計画に分けられておりまして、本日の審議会ではごみに関する部分の実施計画を御審議していただきたいと思っております。

このごみ処理実施計画ですけれども、環境省の計画策定指針というのがございまして、ここにはこのごみ処理実施計画には排出の状況、処理主体、収集計画、中間処理計画、最終処分計画などを分かりやすく記載することになってございます。

これらのことを資料にまとめてまいりましたので、お手元にあります資料1の芦屋市一般廃棄物処理実施計画を見ていただきたいと思います。

では、その資料を1枚めくっていただいて、1ページ目になります。1ページ目は、まずはその基本理念や基本方針、その下には計画区域や計画期間を記載していきまして、計画期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日の1年間としております。処理主体については、生活系ごみと事業系ごみに分けて記載してございます。

次のページをお願いしたいと思います。2ページ目でございます。ここからが、ごみの排出の状況というところになってございます。

まずは、(1)のごみ量の内訳という表がございまして、生活系ごみと事業系ごみ、その合計のごみ排出量というような表になっておりまして、令和6年度の実績と令和7年度。こちら、まだ令和7年度が3月31日まで終わっておりませんので、見込値という形で記入させていただいております。

その横が、令和6年度と比較した増減と増減率という形にしております。この表の一番下、見ていただきますと、ごみ排出量というところでは令和6年度と比較しまして、令和7年度は445トンほど減少する見込みとなっております。

なお、ごみの量というのは人口にも関係してくるのですが、令和6年度9万4,078人、令和7年度については9万3,482人ということで、596人ほど減少してっております。

次のページ、3ページのほうをお願いします。一番上の表、(2)番、令和7年度の目標値と達成状況ということで、こちらは、基本計画で定めている目標に対して現在の状況というところがございます。基本計画で定めている目標で、この表の中の①から⑥という形で項目ごとに定めております。

表の左から、令和6年度の実績、令和7年度の見込み、その横には令和7年度の目標、最後に令和7年度の評価となっております。一番右の評価のところ見ていただきますと、①の1人1日当たりのごみ排出量のほうは達成する見込み、②の1人1日当たりの家庭系ごみの排出量も達成する見込み。事業系ごみ排出量につきましては、未達成となっております。リサイクル率についても未達成、最終処分量については達成という形になっております。

その下の(3)のところに評価として書いております。この表の中の①の1人1日当たりのごみ排出量と、②の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、目標値を達成しておりますけれども、②は前年度と比較しますと増えているというような結果になっております。

なぜ増えたかを考えてみたんですけれども、この令和7年6月にまとまった雨が降っておりまして、この雨の水がパイプラインの輸送管の中に大量に入ったということで、この水の重さもごみと一緒に計測してしまっておりまして、その影響で増えてしまっていると推測しております。例えば、この水の浸入があったとされる6月を除いて試算しますと、②も前年度の令和6年度よりも減少しています。

未達成であります③の事業系ごみ排出量でございますけれども、令和6年度以降減少傾向でありますけれども、未達成ということになっております。⑤のリサイクル率も、目標値に対して未達成ということになっております。

この一番下の表、参考の実績値等の推移の表では、先ほど説明しました①から⑥について、令和3年度からの実績値の推移を表にしていまして。ここで見ていただきたいのが、オレンジ色で印つけているところ、令和3年度543.5グラムと令和7年度471.5グラム。こちらが、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量ということで、市民の皆様の生活から出るごみのうち、資源ごみを除いたごみになります。

これを、人口と1年間の日数365日で割った量であり、こちらを指定ごみ袋の導入の目標としておりまして、ここが令和3年度と令和7年度を比較して、9%削減させましょうというのが指定ごみ袋の目標でございました。今はまだ令和7年度見込みですけれども、このままいきますと9%以上は削減できそうですので、指定ごみ袋の成果も現れているのかなというような見方になっております。

では、次のページ、4ページをお願いします。5番、方策の検証ということで、こちらは令和7年度に様々なことを行ってきまして、その取組の内容と評価ということに

なります。

表にしております、まず1番の課題と方策というところですけども、燃やすごみに混入する紙というのが非常に多いということが課題となっております、より一層分別を促進させようというような方策でございました。

取組内容については、本・古着の交換会の開催や、紙資源とカリチウムイオン電池、廃食用油の資源回収などに力を入れておまして、7月以降、毎月2回開催して啓発を進めてきました。また11月9日には、市民団体の方ですとか学生さん、企業さんとも連携したイベントを開催して啓発を進めてきました。

評価としましては、多くの関係者と連携することができて、市民の意識向上に向けて取り組むことができたという評価をしております。

その下、2番の課題と方策ですけども、こちらはごみの出し方とか分別の方法などを市民の皆様に分かりやすく伝える必要があるということで、どのような広報手段を使えばいいのかを課題としておまして。

取組内容としましては、広報あしや11月号の特集記事や、ユーチューブ動画をつかって周知・啓発を進めてきました。またSNSであったり、小学校で出前授業を開いたり、施設見学会を開いたり、老人会等への出前授業なども行ってきました。

評価につきましては、イベントでのアンケート結果を見ますと、やはり広報あしやで情報を得ているという市民の方が大半を占めているという状況でございましたので、今後も広報あしやというところに力を入れていきたいということと、ユーチューブなどの動画での周知にも力を入れていくことと評価をしております。

3番ですけども、リサイクル事業の在り方を検討しようというところでございます。これまで芦屋市では、環境処理センターでリユースフェスタという事業をしております。粗大ごみなどで搬入された自転車や家具などを、まだまだ使えるのがたくさんあるのできれいにして、市民の皆様を提供するということをしておったんですけども、この年度を最後に次年度以降、その事業が終了するということになっております。

なぜかといいますと、環境処理センターの建替事業が始まってまいります。資源化施設や焼却施設も建替えとなりますので、それに伴ってこのリサイクル事業しています建物も取り壊されるということで、このリユースフェスタという事業ができなくなります。その代替りの事業として、次のリサイクル事業を考えようというところで1年間、取り組んできました。

2つの観点から進めてまいりました。まず1つ目が、市民が気軽に3Rに参加できる環境の整備。それと、市が行う3Rの推進という観点で取り組んでまいりました。

1つ目の市民が気軽に3Rに参加できる環境というところでは、民間のお店などへ協力をお願いしまして、廃食用油のリサイクルの回収拠点を設置したり、本・古着の交換会で、市民の方にもいろいろ関わり合ってもらいながら進めてきたというところになります。環境処理センターに搬入されます粗大ごみにつきましては、リユースできないか、民間事業者の方と連携を模索しているという状況になっております。

評価については、今後も市民・事業者・市が連携できる仕組みを構築していく必要があるとしております。

これが、令和7年度に行ってきた取組と評価ですけれども、これらに基づいて、では令和8年度どうするのかというところが、その次6番、課題の抽出と次年度の方策というところになってまいります。こちらも、その下の表、次のページにわたって3つ、課題や方策、取組というところを整理しております。

まず1つ目が、令和7年度に引き続いて、やっぱりまだ燃やすごみに混入する紙というのが多くございます。リサイクルできない紙も入ってるんですけども、それでもまだ半分程度はリサイクルできる紙が入ってると思われまますので、より一層分別を促進する必要があるため取り組んでいく。内容については、市民の皆様による主体的な取組の推進が不可欠なため、本・古着の交換会をベースに様々な取組を進めることにしております。

その下2番、こちらは、環境への負荷が少ない社会を自らつくる人を育てていく必要があるというところで、令和7年度に一部小学校で試行的に行っておった出前授業なんですけれども、こちらを市内の公立小学校全校に広げていこうとしております。

令和7年度も民間企業の方にも手伝っていただいたりしたんですけども、やはり子どもたちも我々だけじゃなくて、民間企業の方が来て話ししてもらえますとすごく興味を示していただけますので、今後も民間企業の方の協力も得ながら取り組んでいきたいと考えております。

次のページ、3つ目になります。プラスチックの分別です。このプラスチックの分別なんですけれども、ちょっとお待ちください。

すみません、前のスクリーンを見ていただきたいんですけども、こちら、この審議会でもいただいた答申になります。令和5年5月26日に答申をいただいております、プ

プラスチック分別収集の実施について、どのような答申内容だったかという点、プラスチックの分別収集に係る取組は積極的に進める必要があると認識しますといただいております。

進めるに当たっては、ここですね、実施に向けては他自治体や企業等における先進事例、技術革新等に関する動向も踏まえた研究を進め、関係所管部署との協議・調整を十分に図って、芦屋市として効果的・効率的なごみ収集、運搬・処理に係る方法を総合的に検討することというふうにいただいております。この辺りを今、進めてきていたところですよ。

目標としては、令和12年4月にはプラスチックの分別を実施したいと考えておりますので、それに向けて、令和8年度は分別のルールであったり移行までのスケジュール、あとは事業の方式などを検討して、芦屋市にとって効率的で効果的な方法というのを決めていきたいと考えております。

お手元の資料のほう戻っていただいて。6ページの3番の下の参考、燃やすごみの中身ということで、カラーの円グラフが3つほど並んでいると思います。こちらが燃やすごみ、焼却炉の中に入れていくごみなんですけども、この中にどのようなものが混ざっているかというようなグラフになっております。下から令和5年度、令和6年度、一番上の円グラフが令和7年度となっております。

今までよく問題にしていたのがこの紙類というところになります。燃やすごみの令和5年度、令和6年度は37%ぐらい紙が入っていたため、まだまだ分別して資源化できるんじゃないか、燃やすごみを減らせるんじゃないかというところで取り組んできました。

令和7年度はといいますと、今はまだ3回分の平均なんで何とも評価できませんが、29.84%というデータになっております。

次のページ、これも参考になりますけども、兵庫県内の各市町の順位で、芦屋市の位置を示しているものになります。こちらは環境省さんの一般廃棄物処理実態調査の結果ですので、現時点、最新のものが令和5年度実績となっております。

ここまでが、ごみの排出状況になります。

次のページからは、例年記載しているものになりますけども、適正処理というところで市民・事業者・行政の役割や、8番の収集・運搬計画というところでは12分別や、次のページにわたって排出方法や、芦屋市さわやか収集について記載しております。

その次のページ、10ページ、パイプライン施設について、前回から変更しているところは、3行目になります。市民と行政が一体となって、協働でパイプライン施設終了後の代替収集方法の検討を進めますとしております。

次のページ、11ページはその対象物であったり排出方法、中間処理方法というのを表にまとめております。12ページ、13ページも同様です。

14ページからは中間処理計画で、集められてきたごみをどのように処理していくのかというところを記載しているページになります。こちらも例年と変更ございません。

次のページ、15ページが最終ページになりますけども、こちらも例年と同じでございますが、中間処理施設での処理量、焼却処理している量は、令和7年度見込みでは、2万3,937トン燃やしております。

また分別した後の資源、アルミ缶であったり段ボールだったり雑誌・チラシ等、ペットボトルも含めて、資源となっているものが2,228トンという見込みになっております。

10番の最終処分計画は、燃やした後の焼却灰、ばいじん処理物は、大阪湾広域臨海環境整備センターにて埋立てしておりますして、令和7年度見込みは、3,588トン、埋立処理するという見込みになっております。

なお、この焼却灰ですけども、この一部、令和7年度は約70トン再資源化しております。こちらは公益財団法人のひょうご環境創造協会へ委託して、焼却灰のセメントリサイクルをしております。

これらの計画に基づいて、令和8年度のごみ処理を実施していきたいと考えております。

私からの説明は、以上になります。御審議をよろしく申し上げます。

(井上会長)

藪田様、どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に対しまして御質問、あるいは御意見ございましたら、挙手をしていただきたいと思っております。何かございましたら。

はい、山口さん。

(山口委員)

当日配布資料を頼んでたんですけど。

(井上会長)

当日配布資料ですか？

(山口委員)

僕の意見書というのを書いて、今日、印刷して配ってくださいってお願いしてたんですけど、届いていませんか。昨日の夜。藪田さん宛に。

(事務局 藪田)

申し訳ありません。私、昨日と今日も先ほどまで所用でお休みいただいております、メールを確認できていませんでした。今から確認しますのでのちほど。

(山口委員)

もう一つ質問がありますので、先にこちらを。

では2番目の質問、いろんな指標が出てるんですけども、芦屋市というのは非常に、市民の皆さんも頑張っ分ちもきちっと僕はしてると思ひますし、処理もきちっとしてますし、問題はないですけども。燃やすということに関して、特にヨーロッパではもう燃やすというのは問題があるというふうに、非常に問題になっております。指標として一つ、CO₂をどれだけ排出してるのか、この環境処理センターが、そのデータはやっぱりきちっと、今のこの状態を考えると、表示する必要があるんじゃないかと私自身は思っています。

これ、2番目の質問です。

(井上会長)

どうぞ、藪田さん。

(事務局 藪田)

今日、説明させていただいてますこの実施計画には、ごみの量とかは書いてございますけども、CO₂の観点というのは入っていません。温室効果ガスがどうだとかというような数字とか内容は、どこにも記載していません。

(山口委員)

いや、だから記載してないんで、令和8年度はどうするんですかという質問です。出したほうがいいんじゃないですか、CO₂の量は。僕はかなりの量が出てると日頃から思ってます。これはやっぱり市民に対しても、これだけの量を皆さん方のごみからCO₂を排出してるんですよということは、やっぱり明確に言ったほうが私はいいと思います。

(事務局 藪田)

はい、ありがとうございます。本日の実施計画は温室効果ガスの観点がなかったもので、そういうデータどこにもありませんが、今後、令和8年度から、先ほども少し説明しましたが、プラスチックの分別に取り組んでいこうとしています。プラスチック、何で分別するのかといいますと、やはり資源を循環させようという観点と、温室効果ガスを削減させようということです。そのプラスチックを分別していこうという検討の中で、CO₂のデータも提示させていただきたいと思います。

(山口委員)

CO₂がどんな状況なのか。当然、プラスチックの問題は関わりますんで、令和12年度からそういうことをするということですよ。じゃあ、そういう分別をきちっとして、どれだけ減ったかというのも明確に僕は出ると思うんですよ。それで、成果が出てるという発表ができるんじゃないですかね。

(井上会長)

令和8年度から、そのデータも載せていただきたいというような話なんですよ。

(山口委員)

そうですね、はい。

(事務局 藪田)

今回の実施計画にどこか記載したほうがいいんじゃないかという御提案ですかね。

(山口委員)

もし過去のデータがあれば、載せてほしいと思います。過去のデータがなければ、令和8年度から測定をしますみたいな形で載せていただくとか。

(事務局 藪田)

CO₂のデータ自体は、他の計画のほうには記載しておりますので、数値としたらあります。ですので、この計画のどこかに記載することは可能です。

(山口委員)

3ページの上の表とか、2ページとか、そういうところに追加されたらどうですかね。

やっぱり皆さんも感じておられると思うんですけども、昨今みたいな気候変動というのは本当、真剣に考えなきゃいかん問題なんですね。その中でやっぱり芦屋市としてもごみを焼やしてますけども、その中で多大なるCO₂が出てるというのをやっぱり、市民の皆さんにはっきりと示す必要があると思うんですよ。それが、ひいてはごみの減量になるということにつながるんじゃないですかね。私はそう考えてます。

(事務局 藪田)

検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

(山口委員)

はい、よろしく申し上げます。

(井上会長)

はい。ほかに何かございましたら。

(事務局 藪田)

すみません。先ほど、山口委員のほうから事前に資料をいただいていたことについて、前のスクリーンのほうに映らせていただいています。

(山口委員)

2ページ目です。

これからの理念ということを書いてるんです。私は、次のような理念が具体的で、現在を象徴する理念だと考えます。

どういうことかということ、いろいろ理由は書いてるんですけども、市民・事業者・行政が協力し、資源を大切に循環させながら、次世代へ誇れる持続可能なまち芦屋を実現しますというような理念に変えたほうが明確であり、はっきりとしたものが見えると。しかも、芦屋市が、みんなが協力してやるという一致団結力と、資源を循環させながら次世代へ誇れる持続可能なまちで、芦屋というね。

今の理念だと、別に芦屋市じゃなくてもいいんですよ。神戸市って書いても、どこの市でもいいんで。ほかの市を調べました。

鎌倉市と横浜市と北九州で、これ非常にごみに関しては活発な市です。これを、この理念と政策の特徴と、あと市民参加、強みが何か、それから課題が何かということ考えています。

これで、さっきの評価もちょっと見てほしいんですけど、マル、バツ、つけてますけども。今の芦屋市の理念は、市民参加というのは一人一人ということを書いてあるんですけど、そのほかはぼやっとしているんですよ。全部、中途半端で終わってますんで、その辺はやはり、ある面できちっとした理念というのが必要で、芦屋市全員が協力して、一致団結して。

私、ごみという考え方はもうしてなくてね、全て資源だと思ってますんで、循環的なエコノミーサイクルといいますかね、循環資源として活用するという事に変えていったらどうかということで、先ほどの新しい考え方に沿った理念というものをつくっております。いろいろ細かい理由はそこには書いてますけども。

そういうことで、市民・事業者・行政が協力して資源を大切に循環させながら、次世代へ誇れる、循環させながら、これも循環という考え方に変えていこうと。次世代へ誇れる持続可能なまち芦屋というのを実現していこうというふうに、理念をもうそろそろ。今の理念ってずっと前から、私は何か記憶してますけど、変えていく必要があるんじゃないかということで、その提案として、この理念から考え方をやはり変えていったらどうかということでつくりました。これが提案です。

(事務局 藪田)

はい、ありがとうございます。実施計画の資料、1ページにあります基本理念のところに、「わたしたち一人ひとりが主役となって、身近なごみを意識し、持続可能な循環型社会を目指します」というような理念に基づいて、様々な取組しております。この実施計画というのは、基本計画に基づいて策定しているもので、この理念はこの基本計画のほうで定められている理念になります。

こちらの理念を見直そうというところなんですけども、ちょうど今、この基本計画のほうも見直しの時期で作業中なんです。今、御提案いただきました理念につきましては、この基本計画の見直しの作業の中で、今のご提案も参考にさせていただきながら、考えていきたいと思っております。

(井上会長)

市・事業者・行政が協働し、資源を大切に循環させながら、次世代へ誇れる持続可能なまち芦屋を実現します、か。市民・事業者・行政というのが入って、資源を循環させてということで、芦屋が入ってる、ということですね。

ですから藪田課長、基本計画を直さないで駄目ということになりますよね。

(事務局 藪田)

はい、そういうことになります。

(井上会長)

それは、いつ改定されるんですか。

(事務局 藪田)

今、作業中でして、令和8年度末には改定、出来上がる予定です。

(井上会長)

はい、ありがとうございます。そういうことでよろしいですかね、山口さん。

(山口委員)

ぜひとも、この理念というものが非常に考え方のところで今、会長がおっしゃったように協働という考え方で資源を循環させる、それから、次世代に誇れる持続可能なまち芦屋というのをちゃんと入れて。

やっぱりこれは、僕はいろんなデータを調べたりA Iとも相談してるんですけども、日本一の理念とA Iは言ってくれましたので、ぜひとも検討していただきたいと思っております。

(事務局 藪田)

はい、ありがとうございます。

(井上会長)

資料までいただいてありがとうございます。さすが山口さんだね、A Iをもう利用したということで、はい、ありがとうございます。

令和8年度ですかね、その改定時に検討していただくということでよろしく願います。

ほか、何かございますかね。

(橋本委員)

このパイプラインというのは、完全になくなるのでしょうか。

(事務局 尾川)

パイプラインについては条例で定められておまして、芦屋浜に関しましては令和20年度を限度とし、南芦屋浜に関しては令和32年度を限度とするという形になっております。

(井上会長)

ですから、もうなくなるということですね。

(橋本委員)

分かりました。ありがとうございます。

(井上会長)

ほか、何かございますか。

山口さんね、先ほどの芦屋の基本理念あるじゃないですか。その下に、基本方針というのがあるでしょう。

(山口委員)

はい。

(井上会長)

これも変えるということですか。

(山口委員)

考えていきましょう。

(井上会長)

分かりました、はい。

ほか、いかがですかね。

はい、谷野課長どうぞ。

(事務局 谷野)

収集事業課長の谷野でございます。いつもお世話になりまして、ありがとうございます。

この場をお借りして、一旦、現状のごみ収集現場における現況と課題について、皆さん方と共有を図りながら、次に向けてどうしていくかというものを少し意見交換したくて、お時間をちょっとだけ会長すみません、いただきたいと思っております。

(井上会長)

どうぞ。

(事務局 谷野)

資料ページについては、見開き13ページをお開きください。別表第1です。御承知のとおり、この実施計画では、芦屋市におけるごみ出しまでの分別と、そしてごみの出し方、収集曜日、収集時間について規定をしているものであります。これに基づいて、家庭用ごみ収集カレンダーが作成され、私ども収集事業課がこのルールに従って、ごみ収集を実施するというものであります。

今回、皆さん方に現況における課題提案とは、ごみ出し時間です。芦屋市民の方であれば御承知おきのとおり、当日の燃やすごみであれば8時半まで、紙資源も午前収集ですから、当日の8時半まで。午後については、この列の一番上段にも書いていますけれども、午後0時30分までと規定されています。したがって、午前のごみは8時半までに、各家庭ごみステーションに出してください。午後の収集の部分については、午後0時30分までに家庭ごみステーションに出してください、というルールです。我々もこの時間以降にごみ収集、ごみの回収を実施するというわけでございます。

何が課題かといいますと、この当日の8時半までというところで、少しトラブルがあります。何かといいますと前の日から出している、もしくは早朝かなり早い時間に出す。そして、そのごみの出し方が不適切なことによって、課題となっています、カラス被害がある。こういうことが多いのです。

我々も現地調査と、場合によっては、ごみ出しの市民に対して指導するわけですが、じゃあ当日って何時からなんですかという話なんです。大体皆さん、一般的に考えると、朝日が昇ってからとかですよね。じゃあ、もうその日やったら夜中1時でもええんかと、3時でもええんかと。

そうすると、そのまま放置されますから、カラスだけではなくて猫やイノシシの被害にも遭うわけです。現実的には皆さん、直近の8時半までです。場合によっては、ごみ収集車の音が聞こえたら出すというのが現実であります。

ところが、一定の指導をする場合、じゃあ何時から出したらいいのか。大体皆さん、分かってるんですけど、この始まりの時間について規定を設けていないことで、最悪の場合、何時からと決めてよと、決まってないと言われることもあります。

兵庫県下41市町の中でこれを、今、御審議いただいている実施計画で定めている市は2市あります。神戸市、三木市です。神戸市、三木市は午前5時から8時30分まで、始まりから終わりまでを時間を規定している。これは実施計画で定めます。それ以外

の市町については、芦屋市と同様8時半まで、あるいは0時30分までと、いつまでと
いうことだけ規定しています。

いい点、メリットは、何時から何時までですよと一律のルールを定めるということ
です。デメリットは、各家庭ごみステーションで、みんなぎりぎりまで待ちましょ
うよとか、あるいは、この町のこのステーションは7時からにしてとか、個別に定
めてらっしゃるステーション、あるいは自治会もあります。そうすると、今まで
ぎりぎりに出してくれていた人が、市が5時からと決めたら5時から出したら
いいやないかと、逆に早く出されるパターンも考えられます。これ、デメリット
です。

こういう課題もありつつ、すぐに変えるルールではないものの、今、話題に
触れました基本計画、5年間分、これが来期中に決めるということになれば、
こういったごみ出しの開始時間もまた芦屋市として盛り込んでいくことか
どうかというのは、少しこの場で意見交換できればなと思います。

会長、お願いします。

(井上会長)

今、谷野さんからお話ありました、そのごみ出しの時間でございますけども、
意見交換したいと思いますが、御意見あればどうぞ。

法兼さん、何かありますか。

(法兼委員)

うちのごみステーションを使ってる方たちは皆さん、やはりその日の朝に出
してらっしゃるんですけども、やっぱり前日の日から出してらっしゃるところ
もありますね。なので、うちの町は、ごみステーションに全部カラスネット
を自治会費で出して置けるので、カラスの被害というのはそんなにないん
じやかなとは思われるんですけども。やはり前日から出されるとカラス被害
、いたずらされる可能性も高いので、当日の5時からというふうに決めた
ほうがカラスネットで、小動物の被害は少なくなるのではないかなと思
われますけれども。

その町によって、出せる時間がぎりぎりとかというところ、それはそれで、
5時からってなっても、ぎりぎり8時って出される方もあるかなと思うので、
前夜から出される方に関しての被害を少なくしようというお考えもあれば、
その当日の5

時というふうにされてもいいのではないかなとは思いますが。

(井上会長)

はい、ありがとうございました。

では、多田さん。

(多田委員)

どうしても、日本人というのは長い歴史の中で、常識の範囲で行動するというのがみんな持っていると思うんですよ。だから前日の夜に出すなんて、ほとんどの日本人が常識外れだとまず考えると思います。ですから、その日の朝の8時半までということであれば、ほとんどの日本人の感覚として朝、我々が活動し始めてから8時半までというふうに、恐らく日本人であれば9割以上の方がそう取ると思うんです。

ただ、今もう日本人だけじゃないし、日本人離れした方もたくさん出てきてますので、ただ、いろんなルールが今できてきてるといのは残念ですけど、必要であればね。ただ5時となると、うーん、どうなんでしょう、そうですね、ちょっと時間が8時半までだと、3時間半の間にいろんなあると思うんですけど。ただ、見てる限りネットがしっかりかかっている場合、まず荒らされてるところは見たことないです。

僕はもうとにかく暇なもんだから、絶えずもう芦屋市内をぶらぶらしてるんですけど、たまにやられてるのは間違いなく、ネットをかけ忘れてる場所でございます。あの方が大変な目をして掃除してるところにも当たることもあるんですけど。

だから、ゴミ袋の有料化もそうですけど、いろんな意味で、ちょっと常識の範囲だったらこうだろうと思う部分を変えていかれるという意見は、大切だと思いますのでね。5時が妥当かどうかは分からないですけど、前日から出すような非常識な人には、ちょっとしっかりと教えといたほうがいいんじゃないですかね。

(井上会長)

出す時間はもう決めておいたほうがいいということですね。

(多田委員)

そうですね。これ、僕にしてみたら、朝の8時半というふうに9割以上の方は考える

んだけど、あとの1割の方がね、じゃあ、もう深夜の12時越えたらええんかみたいな感じで持つ人がいるんでね、その辺りは本当ね、ちょっと今、ややこしくなってきたるんで。

(井上会長)

ありがとうございます。

では、千田さん。お願いします。他の市ではどうなんですか。

(千田委員)

うちの地域は各家の前に出すので、もしごみが何かややこしくなったら自分で掃除しています。マンションとかは大きなごみ置き場になって、地域の方がやっぱりごみの番人みたいな、有志でされてるところがあります。出す時間は、最終時間だけ決まっています。

でも、8時半までに出しても、集めるのは10時とかいう場合があるので、それが分かってる人はごみの収集車の音聞いてからという人もいますけど。引っ越し8回ぐらいやってますけど、大体、何時までというところが多くて、何時から出してもいいというのは書いてないですね。

(井上会長)

それで、トラブルないんですか。

(千田委員)

前日から出す人とか、ありますよね。

三重とか岡山とか、完全に囲ってる大きな金網のところに各おうちが持ってって、鍵当番は前の晩から開けといて、でも、ごそっと前の日から運ぶ人がいるのは聞いてます。

うーん、難しいところです。働き方によって、この時間帯いないとかで、時間どおり出せない人とかが前の日によく出すとは聞いてます。

(井上会長)

はい、ありがとうございます。

私は、神戸市北区に住んでおりますけどもね、今、谷野さんがおっしゃいましたように、出す時間は5時から8時ともう決まってるんですよ。5時前には絶対駄目やということを決めています。ですから、決めてしまえば、もう出す人はいません、ほとんどいませんね。みんな守っておられます、8時までということ。

神戸市もいろいろあるでしょうけども、北区なんかは自治会でもう完全なものを、ネットじゃなくても金網みたいな感じで完全に覆っちゃって、マグネットでくっつける。で、開ける。上ももう全部覆っちゃって、カラスの被害というのは、私が住んでいる辺りはもうないという感じですね。

私なんかもう慣れちゃってるから、決められたらいいんじゃないかなと思いますけどね。だから5時が早いなら6時からでもいいしね、6時から8時とかって決められたらいいんじゃないかとは思いますがね。

では、岡田さん、どうぞ。

(岡田委員)

先ほどの話よく聞いてましたら結局、工夫すればカラス被害は避けられるってことなんですけど。ちなみに、先ほどおっしゃった柵であるとかネットというのは、市なり町が用意してるのか、それとも、各ごみステーションさんの自治会単位でお金出してやられてるのかというのはどっちなんですかね。

(井上会長)

私の近辺は、神戸市北区藤原台ですけども、もう自治会でお金出しています。

自治会がない場合はどうすんのかということはありませんけどね。

だから非自治会員はどうしてるかといえばね、当番は絶対当たりますよ、当てますけども。そのネットを自治会で負担してるわけですけどね、では、その金をどうするんだということになるんですけども。これやっぱり難しくてね、強制するのも難しいから一応はお伝えして、幾らか出してくださいよということはお伝えしてます。心ある人は出してくれるし、もう出さない人もいてるという、そういう状況ですね。あんまり強制するのはなかなか難しいんでね。だから一応、基本的には自治会がつくってまず、単にネットね、もうカラスネットはね。

ただ、時間はもう5時から8時までということですね、決めています。しかし、決めればうまくいってますよ。

(岡田委員)

それってもしかしたら被害がないのに時間決めてるということは、カラスとか以外の例えば臭いであったりとか、そういういろんな別の問題もあって、時間を決めたいということですかね。

(井上会長)

そういうこともあるんですよね、不法投棄を防ぎたいというようなこともあるしね。夜中に持ってきてね、違う日に持ってきて捨てるとか、何かそういう不法投棄も防ぎたいという意味もあると思いますけどね。

芦屋市の場合は、主としてカラスの被害ですか、時間を決めるというのは。

(事務局 谷野)

そうです。不法投棄もあります。ごみのごみを呼びますので。

(井上会長)

不法投棄もある。

(事務局 谷野)

あります。

(井上会長)

だから、5時から6時だと結構、通る人が何か多いからね、不法投棄も必然的に減るということになりますよね。

ほか、いかがですか。桑田さん。

(桑田委員)

個人的な意見になりますけど、皆さん、性善説で話されてるけど、僕はもう時間を5

時からにしても出すやつは出すし、ルールを決めても破るやつは破るし。ネットかけないやつがいるわけじゃないですか。それが被害の元なってるから、ネットをかけるというルールにしてもかけられへんやつが、5時までに出すというルールも守らないと思ってるので。多田委員もおっしゃるようにね、これ常識的に考えたら、その時間に出せよと思うんですけど。

それよりも、どちらかといったらごみステーションに、例えばカラス被害のために朝5時から出してくださいよとか、ネットをしっかりとかけてくださいよという注意喚起をするほうがいいのかなど。また、先ほどおっしゃった外国人の方、日本語は読まない方、漢字が難しい方への例えば2言語表記とか3言語表記で、ごみ捨てのルールはこうなってますよって。

何でこんなルールなのかというのは、別に具体的にカラスやイノシシや猫の被害があつてとか、おっしゃるように臭いの被害もあって、できたらごみ出す時間、短くしたいんですわと。掃除は、自治会の人たちにやってもうてますということを周知するほうが実害は減るんじゃないかなと。そのために必要であれば、5時からという表記をしてもいいと思います。

時間を早く設定して、短くしたから不法投棄が減るかどうか。不法投棄は大抵、夜ですからね、夜に勝手に捨てていきますから、5時にしたって不法投棄するのはしますから。それより監視カメラつけたほうが早いんですからね、それやったら。

だから結論的に言うと、5時からにしたらいいとは思いますが。ただ、それだけでは事態は解決しないと思ってます。

以上です。

(井上会長)

ありがとうございました。

橋本さん、お願いします。

(橋本委員)

そうですね。うちは、ごみのネットは自治会から負担させていただいてしてるんですけどね。この頃、カラスもあんまりなくなってきたと思うんですよ、うちの地域のほうは。あんまり今そういうの聞かないんですけどね。

何かすごく早く出す人がいてていうことでね、やっぱり隅っこのほうを何かかじったりなんかしてるらしいですわ。で、穴が空いてると、そんな被害も起きるので、やっぱり時間決めといたほうがいいのかも分かりませんよね。でないと、車に乗って、そのままほかしていったりとかいうのもあったりするんですよ、たまにね。もう、そういうのも困りますから。言われたように、守る人守らへん人おるかも分かりませんが、

そして、決めておけば注意もできますよね、一応5時からですので出さないでくださいね、とかいうのははっきりと言えますからね、決めといたほうがいいのかも分かりません。

(井上会長)

はい、ありがとうございます。

渡邊さん、どうぞ。

(渡邊委員)

今の時代いろんな働き方がある中で、時間を決めるとなると、ごみを捨てるサービスを受けれなくなる方が必ず出てきます。そういうサービスを受けられない方に対して、どういうふうな対策をしていくんかないのがちょっと懸念としてあります。

カラス被害なんですけど、時間決めても、7時にしても30分間にカラスはあさってるんですよ、ごみ。結局、時間よりはカラスに荒らされない対策、何かそういう設備を整えるか。時間でなくて、カラスはすぐ荒らすので、そっちのほうを重点的にやったほうがいいかなと思いますし。最初言ったとおり、そのサービスを受けられなくなる人が絶対出てくるんで、その人たちに対してどうするかいうところをもうちょっと考えたほうがいいんじゃないかなと私は思います。

(井上会長)

ありがとうございます。

では、山口さん。

(山口委員)

うちはパイプラインなんで。

ただ、実証実験というのをやります。パイプラインなくした場合にどんなふうなことができるかということで、恐らく夏から秋にかけてやるんですね。

その中で、時間を決めるかどうかを今考えてまして。私は人間の善意に頼る方式というよりは、仕組みとして考えないといかんなど。たまたま、ある土地があるんで、その土地に24時間捨ててもいいような仕組みをつくろうとは考えております。だから善意に頼っていいかということ、僕はもうそんな時代は過ぎたかなと。だから仕組みをつくれないとあかなと考えてます。

(井上会長)

時間は決めたほうがいいのかということですか。

(山口委員)

いやいや、時間決めるとは人の善意によりますから、時間決めなくてもいいような仕組みをつくる。

(井上会長)

はい、ありがとうございます。

一通りお聞きいたしましたけども、時間決めたほうがいいのかという意見が多かったですね。今のところはこんな感じです。

(事務局 谷野)

ありがとうございます。

この中で結局、実施計画に基づいてごみ収集の開始時間が決められている限りにおいては、今ある課題については皆さん方と課題共有をしたかったという点ですね。

そこで得られた意見の中でやっぱり、おおむね時間を決めてもいいのでは。ただし、その範囲の中でごみ出しできない場合のバックアップをどうするか。そういったこともやはり兼ね備えながら、来年度1年間の中ではさらに深掘りして各種団体にも伺いつつ、やっぱりルールを決めるということになると相当の縛りになりますから、そういった点も念頭に、慎重に検討していきたいと思えます。

ありがとうございました。

(井上会長)

ありがとうございました。よろしくお願いします。

そういたしましたら、この1つ目の令和8年度芦屋市一般廃棄物処理実施計画の(案)ですけどね、CO₂の記載の検討はありましたけども、今回は承認ということでよろしいですかね。

来年度、基本理念については、山口さんの御意見もね、取り入れるということになると思いますけれども。

この案、皆さん、御承認いただけますか。特に異議ございませんか。

はい。ということで、異議なしということでございますので、この案は認めると、承認ということになりました。

(事務局 藪田)

ありがとうございます。

(井上会長)

そしたら、続きまして報告事項、芦屋市環境処理センター施設整備について、事務局から御説明をお願いいたします。荒木さん。

(事務局 荒木)

はい、荒木です。よろしくお願いいたします。

資料2をお願いいたします。

施設整備基本計画についてで、(1)検討委員会の開催状況ですけど、第1回から第7回までは議題等の欄の記載のとおり、これまでに報告しております。裏面に移り、第8回から第12回までについてはもう報告済みなので、本日は第13回と第14回の開催内容について報告をいたします。

第13回、昨年11月17日に開催しており、議題の1つ目が環境審議会からの意見等、資料3をお願いいたします。

いただきました意見について、1つ目、施設計画・環境計画に関する内容、災害廃棄物の処理に関する意見です。“災害廃棄物について、神戸市との広域連携に伴い、神戸

市の焼却施設において可燃ごみの焼却処理ができるように、両市で協議を整えてください。”とのことであり、対応としましては、“神戸市との広域的処理業務の1つとして、「災害時でも神戸市・芦屋市のごみを安定して処理できるよう、両市の連携体制を構築する。また、大規模な災害時には国・県とも連携して処理する。」を掲げており、今後も継続した協議を行い、具体化を図っていきます。”と回答しております。

次に、“中継施設に貯留する可燃ごみから発生する悪臭について、周辺地域に影響が生じないよう施設計画を検討して対策を講じてください。”とのことであり、“中継施設は、現焼却施設のごみピットを改造して整備する計画としており、当施設出入口に設置しているエアカーテンを継続使用するとともに、ごみピットへのごみ投入時以外は投入扉の閉鎖を徹底するなどの悪臭漏洩防止対策を講じます。また、可燃ごみの神戸市クリーンセンターへの搬出には、飛散防止のための天蓋、上部全面を覆うことが可能である堅牢な密閉方式及び走行中に開かない機能を有し、汚水タンク等を備えた運搬車両を用いることとしています。”と回答しております。

レジュメに戻りまして、次の議題の事業方針計画については、後ほど説明いたします、資料4の中で説明いたします。

次のメーカーアンケート関連については、議事として非公開の取扱いとなっておりますので、資料の配付・説明は控えさせていただきたいので、御理解のよろしくお願いいたします。

続いて、第14回の内容について、2月10日に開催しています。議題の1つ目が、運営協議会からの意見等については、協議会の場で検討内容を説明しましたが、特に御意見等はございませんでしたので、資料はございません。

次の第9回から第13回まとめ、その次の基本計画（案）も資料4のほうで説明をさせていただきます。

最後のメーカーアンケート関連は、先ほどと同様、説明は控えさせていただきます。

今後の進め方ですが、芦屋市環境処理センター施設整備基本計画（案）への市民意見募集を3月11日から開始しており、期間は4月19日までとしています。

それでは、資料4をお願いいたします。こちらのちょっと量が多い資料になりますが、基本計画（案）としてまとめた資料になりまして、まとめる際に、新たに追加整理した内容を説明させていただきます。42ページのA3をお願いいたします。こちら、スクリーンで説明させていただきたいと思います。

こちらが、事務局のほうで想定している新たな環境処理センターの施設配置図となっております。西側から、ごみ収集棟。次が、既存焼却施設のごみピットを活用した中継施設。そして、現存するパイプライン施設と新資源化施設。その南側に、将来の用地としての中継施設となっております。計量は今、中央門入り口近くで計量をしますが、計量棟という形で南側の配置を想定しております。北東は、駐車場等の用地として予定をしております。

ごみの搬入につきまして、今までは、西側と中央門からの搬入となっており、ここで計量した後に可燃ごみはこの焼却施設で下ろし、資源ごみは今の旧工場のほうで下ろした後に、それぞれ正門から場外退出するというルートとなっております。

現在、生じている錯綜等を解消するために計量棟を南側に配置し、搬入につきましてはもう一律、西門のところから搬入をしていくというようなことを想定しております。また現在、年末の持込みの際には、渋滞を起こして市道のほうまで伸びているというような課題もありますので、こちらの計量棟を南に配置することによって飲み込める距離を稼ぐという形で、その課題についても解消することを目的として配置しております。

ここからはそれぞれの持込みですけど、一般車両につきましては入っていただいて計量した後、一律、家電ごみ及び資源ごみについては、この新資源化施設で下ろし、下ろした後はそのまま2回計量をして、適正な料金体系に基づいて料金払っていただいて、退場していくという流れになっています。こちらで下ろされた可燃ごみにつきましては、たまったら、こちらの中継施設のほうに持っていくということを想定しております。

続きまして、資源化物や可燃ごみの搬入、一般搬入とも違うごみ収集車両による搬入ですけど、同じルートを通りまして、可燃ごみに関しましては、こちらの中継施設に行ってごみピットのほうに下ろして、時計回りで計量して場外退出。持込みごみが資源化物であれば、計量した後に資源化施設で下ろして、時計回りで2回計量して場外退出という形で、基本、一方通行と左回りで場外退出できるようなルートを考えております。

神戸市への中継車両につきましては、同じく入った後、中継施設とパイプライン施設の間の一待機場所で待機していただき、車両等が混雑してなければプラットフォームのほうに進入して、ごみピットからクレーンで中継車両に移して、8番のルートか

ら場外退出を想定しております。全ての経路につきましては、なるべく合流地点が無いようにして、カーブミラー等を設置して、運転手への安全も心掛けるようにする予定となっております。

こちらのスクリーンでの説明は、以上になります。

資料の63ページをお願いいたします。

多面的価値の創出についてですが、これまで、環境保全、環境教育、市民利用などの各分野での意見等を整理してきました。現時点、施設の配置・規模等の詳細は決まっておらず、また施設等の整備や管理運営に必要な費用等の点検ができていない段階ですが、記載したとおり、3つの項目について主として検討を進めていきたいと思っております。

まず、1つ目が資源循環。ごみ分別を促進するため資源化物、ペットボトル、段ボール、牛乳パックなどの回収ボックスを設置するなどして、資源物回収拠点となるよう整備を図り、また資源循環に関する広報・啓発を併せて行うことで、分別への理解と一層の分別意識の向上を目指します。

2つ目が環境学習。3R、リデュース、リユース、リサイクルに関する市民意識の高揚を目的として、施設見学等を通じて日常における環境意欲の醸成を図ります。

小学校4年生を対象とした施設見学や、夏休み期間中に開催する親子見学会などでは、VR等の映像学習を活用するなど体験できる学びを積極的に取り入れ、子どもから大人まで幅広い世代が環境意識を身近に感じることで、市民一人ひとりが主役となり、持続可能な循環型社会の形成を目指します。

最後、3つ目が、憩い集い空間として整備用地内の未利用地を活用し、市民が利用可能な空間整備、例として芝生広場等を図り、植栽などによる緑化も行うことで用地南側の既存の竹林の活用を含め、憩い集える場を設け、地域の賑わいや活動の活性化につなげるとともに、廃棄物処理施設への理解醸成を図っていきます。

防災に関しては、災害等に伴い必要となる備蓄品の保管庫や防災トイレなどの機能確保についても検討を行います。

これら3項目については、今後、検討を深めた上で、事業発注時に必要となる発注仕様書に記載するなどして、具体化を図っていきたいと考えております。

めくっていただいて64ページが、事業スケジュールになります。

表の上から、施設整備基本計画は令和8年度当初、生活環境影響調査は令和7年度で

完了しております。測量、地質及び土壌汚染調査は令和8年度、事業者選定は令和8年度から令和10年度にかけて行います。事業決定後、中継施設の設計・工事に着手し、令和12年度から供用を開始します。

同時に、プラスチック使用製品廃棄物の分別回収も実施します。旧焼却施設、現在の資源化施設の解体設計・工事は令和10年度から令和13年度まで、資源化施設の設計・工事は令和12年度から令和14年度までとして、令和15年度から供用開始する予定としています。

80ページですが、各事業方式の定性・定量・総合の評価結果をお願いいたします。定性評価は◎で、定量評価で最も高い値、さらに、メーカーの参入意向調査結果に基づき、DBO方式を採用することとしています

次、ページが飛びまして86ページ、概算事業費をお願いいたします。

メーカーアンケート、事業費及び事業スケジュールを設定するため、令和5年度、令和7年度の2回にわたり実施しております。調査方法のとおり、結果として4社から回答を得られました。

次の概算整備事業費及び概算維持管理費で、中継施設整備事業費は約6億円税込み、資源化施設整備事業費は約64億円、旧焼却施設解体事業費は約20億円、維持管理費は21年間で約113億円、いずれも税込みとしています。なお、これら事業費・維持管理費については今後、事業発注前となりますが、メーカーから見積りを徴収するなどして見直しを行うこととしています。

資料の最後のA3、こちらは概要版として編集したものになります。

最後に、一番最初のレジユメに戻りまして(2)、次回の第15回の検討委員会は5月下旬での開催、議題としては、市民意見募集結果と基本計画(案)まとめを予定しております。

説明については、以上となります。

(井上会長)

ありがとうございました。

ただいまの荒木さんの今の御説明に関しまして、御質問あるいは御意見ございましたら挙手していただけますか。

特にございませんので、その他について事務局からお願いします。

(事務局 藤岡)

環境施設課の藤岡です。

その他といたしまして、第1回の審議会にて御審議いただきました、芦屋市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改定に関するアンケート調査につきまして、進捗状況を簡単にお伝えいたします。

令和8年2月16日月曜日から3月16日月曜日まで、市民・事業者対象にアンケート調査を実施しています。現在の回答状況につきましては、市民2,500件にお送りし、返信が1,301件となっており、事業所につきましては、2,000件に対して761件の御返信をいただいております。こちら、昨日時点の最新状況になっております。

なお、現在アンケートの実施期間中であるため、最終的なアンケート結果報告につきましては、現委員の委嘱期間中の早ければ5月、遅くとも7月までには一度審議会を開催し、そこで御提示させていただきたいと考えております。よろしくお願いたします。

以上です。

(井上会長)

ありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、何かございますか。よろしいですか。

どうぞ。

(山口委員)

アンケートが私の自宅に2通来まして、私と息子と来たんですね。

それで、私、実際に真面目にアンケートに答えたら大変でした。だから、ちょっとね、一般の人があの量は多いかなというのが私の率直な感想でした。だから、また次回やるときにはその辺ね、もう少し簡素化できたら負担かけないかなというのが私の率直な感想です。

(井上会長)

ありがとうございます。

ほか何かありましたら。よろしいですかね。いいですかね。

それでは、本日の議題は終わりました。

そしたら、今後の説明を事務局のほうからお願いいたします。

(事務局 名方)

今回で、今年度における全2回の審議会が終了となりました。

次年度は、ごみ処理基本計画の改定と本審議会の委員改選が予定されております。現在の委員任期は7月31日までです。新委員による体制になるまでに、アンケート結果報告をメインに一度、審議会を開催させていただきます。開催の目途が立ちましたら日程調整の御連絡をさせていただきますので、御出席・御協力をいただきますようお願いいたします。

以上で、令和7年度第2回芦屋市廃棄物減量等推進審議会を閉会とさせていただきます。本当は誠にありがとうございました。

(井上会長)

どうもありがとうございました。

これで本日の会議は終了いたします。皆様どうも本日はありがとうございました。